

プラットフォームサービスに関する研究会 中間とりまとめ（案）
に関する意見

2021 年 8 月 20 日

プラットフォームサービスに関する研究会 事務局 御中

郵便番号 150-0013

住所 東京都渋谷区恵比寿 4-4-5 第 3 伊藤ビル 603

名称 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

常務理事 越智 政人

電話番号 03-5449-6409

電子メールアドレス info@mcf.or.jp

総務省をはじめプラットフォームに関する研究会の構成員の皆様のインターネット上の違法有害情報への対応及び利用者情報の取扱いに関するご尽力に感謝いたします。

この度は意見を表明する機会をいただき、誠にありがとうございます。

第 2 部 利用者情報の適切な取扱いの確保について

【MCF 意見】

事業者のプライバシーガバナンスを向上させるための国内外の施策が整理されて、共同規制スキーム等が提案されていることは望ましいと考える。

また、アプリケーションプライバシーポリシー等のスマートフォンに関する透明性確保を目的とした施策は、世界に先駆けて日本が提案したものであり、利用者情報の透明性に寄与してきたことは評価されるべきであり、海外の施策を参考としつつも国内で有効に機能している施策をベースとして、グローバルとの整合性をとっていくアプローチが必要である。

105 ページ

第 3 章 今後の取組の方向性

2 今後の対応の方向性

(1) 電気通信事業法・個人情報保護法等を踏まえた対応

このような通信サービスの利用に関わる利用者端末情報とそれに紐付く情報の保護については、「通信関連プライバシー」として保護されるべき利用者の権利として、把握されるべきであると考えられる。

【MCF 意見】

「通信関連プライバシー」という概念または権利化を提案するのであれば、立法主旨及び

法制度のガバナンスと説明責任を十分に果たすことを求める。

具体的には、個人情報、プライバシー、通信の秘密との整合性等の法制度のガバナンス確保や「通信関連プライバシー」に関する利用者の根源的なリスク及び保護されるべき根源的な権利を明らかにして、事業者の自主的な取り組みの評価や社会活動で有益で正当な情報通信サービスを阻害しないバランスのとれた法制度を目指すべきである。

今回の取り組みの方向性は、海外の先行した取り組みのすべてを網羅するような意欲的な取り組みであると理解するが、結論ありきで、方向性が示されているように感じられる。

具体的には、主にダイレクトマーケティングを対象とした ePrivacy 規則から識別可能なパーソナルデータを対象とした GDPR まで、広く対象とした上で、プラットフォーム事業者だけでなく中小のインターネットサービス事業者まで対象とされており、あまりにも対象となる範囲が広いわりには、それぞれの論点が十分に議論されているとはいえない状況ではないだろうか。

また、個別の論点として ePrivacy 規則における正当な業務を対象外とするため、「電子通信サービスを使用してダイレクトマーケティング通信」を限定的に対象としている点、「電子通信の許可された処理」の条項等への検討。GDPR における正当な利益をはじめとした合法要件の適用に関する検討。巨大プラットフォーム事業者における、規制を起因とするデータ分析や広告等の独占への懸念等への検討も必要である。

我が国では、新たな問題に対応するため個人情報・プライバシーに関する法制度の細分化と複雑化が進展している。このような状況が進展していくと、法令遵守を目指している事業者でも、法令の要件を十分に理解することができず、法令を遵守することが困難となるという不幸な状況になる可能性があることに懸念を表明する。

P114-115

第3章 今後の取組の方向性

2 今後の対応の方向性

本中間とりまとめ（案）で言及されている共同規制について、

【MCF 意見】

共同規制は、事業者のガバナンス確保の推進という点で良い取組と言える。

一方で、我が国事業者のガバナンス確保の取組としてプライバシーマーク認証制度が挙げられるが、本中間とりまとめ（案）では言及されておらず、我が国において共同規制を進める上では、今後、プライバシーマーク認証制度と法制度との有効な連携を促進するため、共同規制における目的、対象範囲、エンフォースメントとインセンティブ等の整理が必要と考える。

P104

第3章 今後の取組の方向性

1 利用者情報の適切な取扱いの確保に向けた論点

③ 分かりやすい通知や同意取得のあり方

利用者に分かりやすく通知・公表や同意取得を行うとともに、利用者が理解した上で有効な選択を行える環境を整える。等

【MCF 意見】

利用者に分かりやすく通知・公表や同意取得を行うとともに、利用者が理解した上で有効な選択を行える環境を整えることは望ましいと言える。

一方で、詳細すぎる通知や本人同意取得を行うといわゆる「同意疲れ」を引き起こすことが懸念される。したがって、情報過多な状態や同意疲れを避けることも考慮した適切な通知及び同意取得について慎重な検討が必要と考えられる。同意取得の具体的な例示（利用者の負担とならない同意の粒度の例示）はあっても良いが、原則として事業者の裁量にゆだねるべきであるとする。

110 ページ～

第3章 今後の取組の方向性

1 利用者情報の適切な取扱いの確保に向けた論点

② 利用者情報の適正な取扱いの確保に向けた改正の検討

同意取得やプライバシーポリシーの掲出方法について

【MCF 意見】

単なるベストプラクティスであれば問題ないが、レギュレーションやガイドライン化は、現状でも掲出内容・文言・方法に様々な議論があり決まったものがないので、十分な検討が必要であるとする。

110 ページ～

第3章 今後の取組の方向性

1 利用者情報の適切な取扱いの確保に向けた論点

② 利用者情報の適正な取扱いの確保に向けた改正の検討

モニタリングやPIAの対象について

【MCF 意見】

モニタリングやPIAの対象については、アプリ事業者全部とするのは適切ではなく、範囲

を限定すべきである。

参照されている海外事例でも以下のように対象が限定されており、対象となるリスクやその必要性を慎重に検討すべきである。

① GDPR では、モニタリングやPIAは、重大な漏洩があった場合や扱う情報の重要度に鑑みて対象は限定されている。

(GDPR 35条第1項参照)： 取扱いの性質、範囲、過程及び目的を考慮に入れた上で、特に新たな技術を用いるような種類の取扱いが、自然人の権利及び自由に対する高いリスクを発生させるおそれがある場合、管理者は、その取扱いの開始前に、予定している取扱業務の個人データの保護に対する影響についての評価を行わなければならない。類似の高度のリスクを示す一連の類似する取扱業務は、単一の評価の対象とすることができる。

②CCPA では、アニュアルレポートの提出など他の事業者に比して重い義務を課される対象は1000万人以上のデータ販売がある場合のみと限定している。(CCPA999.317(g)参照)。

海外において外部レビューが用いられていることに言及されているが(中間レポート p.116 参照)、このような制度を、中小を含めた一般事業者まで広く対象として運用されていることは一般的ではないと認識しているため、一般事業者に与える影響範囲等も考慮した慎重な対応が必要である。